

第13編 港 湾 編

京都府が発注する港湾工事については国土交通省港湾局編集の「港湾工事共通仕様書」（以下「港湾共通仕様書」という）によるものとするが、「1章総則」のうち下記の事項については、港湾共通仕様書に優先して本文を適用するものとする。

また、港湾共通仕様書に定めがなく、土木工事共通仕様書に定めのある項目（道路・橋梁等の陸域工事）についてはこれを適用するものとする。

港湾工事共通仕様書項目	適用内容
第1節 総則	
1-1-1 適用	「土木工事共通仕様書 1-1-1-1 適用」を適用するものとする。
1-1-2 用語の定義 1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-2 用語の定義」を適用するものとする。
1-1-3 設計図書の照査等	「土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等」を適用するものとする。
1-1-4 請負代金内訳書及び工程表の提出	「土木工事共通仕様書 3-1-1-1 請負代金内訳書、3-1-1-2 工程表」を適用するものとする。
1-1-5 施工計画書	「土木工事共通仕様書 1-1-1-4 施工計画書」を以下のとおり読み替えて準用するものとする。
1-1-6 工事实績情報（工事实績データ）の作成・登録	「土木工事共通仕様書 1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録」を適用するものとする。
1-1-7 監督職員	「土木工事共通仕様書 1-1-1-6 監督職員」を適用するものとする。
1-1-8 工事用地等の使用 1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 1.」を適用するものとする。
2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 2.」を適用するものとする。
3.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 3.」を適用するものとする。
	「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 6. 7.」を追加するものとする。
1-1-9 工事の着手	「土木工事共通仕様書 1-1-1-9 工事着手」を適用するものとする。
1-1-10 工事の下請負	「土木工事共通仕様書 1-1-1-12 工事の下請負」を適用するものとする。
1-1-11 施工体制台帳の作成	「土木工事共通仕様書 1-1-1-13 施工体制台帳」を適用するものとする。
1-1-12 施工体系図の作成	
1-1-13 技術者の確認	「技術者の確認」は削除する。
1-1-15 調査・試験等 2	「土木工事共通仕様書 1-1-1-16 調査・試験に対する協力 5.」を適用するものとする。
1-1-16 工事の一時中止 1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-17 工事の一時中止 1.」を適用するものとする。

第13編 港湾編

	3	「1-1-17 工事の一時中止 3.」は削除する。
	4	「土木工事共通仕様書 1-1-1-17 工事の一時中止 3.」を適用するものとする。
1-1-17 設計図書の変更		「土木工事共通仕様書 1-1-1-18 設計図書の変更」を適用するものとする。
1-1-18 工期変更		「土木工事共通仕様書 1-1-1-19 工期変更」を適用するものとする。
1-1-19 支給材料及び貸与物件	3.	「支給材料精算書」を「支給品精算書」に読み替えて適用するものとする。
		「1-1-19 支給材料及び貸与物件 4.」は削除する。
1-1-20 現場発生品		「土木工事共通仕様書 1-1-1-21 工事現場発生品」を適用するものとする。
1-1-21 工事材料の品質		「土木工事共通仕様書 第2節 工事材料の品質」を適用するものとする。
1-1-22 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会	1.	「土木工事共通仕様書 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 1.」を適用するものとする。
	3.	「土木工事共通仕様書 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 6.7.」を適用するものとする。
	4.	「検査」を「検査（確認を含む）」に読み替えて準用するものとする。
	5.	「検査」を「検査（確認を含む）」に読み替えて準用するものとする。
	6.	「材料検査」を「材料検査（確認を含む）」に読み替えて準用するものとする。
1-1-23 工事完成図書		「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。
1-1-24 工事完成検査	1.	「工事完成通知書」を「工事完成届」に読み替えて準用するものとする。
	2.	「工事完成通知書」を「工事完成届」に読み替えて準用するものとする。
	4.	「検査職員」を「検査員」に読み替えて準用するものとする。
	5.	「検査職員」を「検査員」に読み替えて準用するものとする。
	6.	「1-1-24 工事完成検査 6. 7. 8.」は削除する。

第13編 港湾編

			「土木工事共通仕様書 1-1-1-24 工事完成検査 6.」を追加する。
1-1-25	既済部分検査等	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-25 部分払検査」を適用するものとする。
		2.	「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 随時検査」を適用するものとする。
		3.	「1-1-25 既済部分検査等 3.」は削除する。
1-1-27	部分使用	2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-26 部分使用」を適用するものとする。
1-1-28	履行報告		「履行報告書」を「工事履行報告書」に読み替えて準用するものとする。
1-1-30	文化財の保護	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-35 文化財の保護」を適用するものとする。
1-1-31	諸法令、諸条例の遵守	1.	(1) 「会計法」を「地方自治法」と読み替えて () 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号) () 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号) () 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律 62 号) を港湾共通仕様書に追加し準用するものとする。
1-1-32	官公庁等への手続き	2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等 2. 3.」を適用するものとする。
		3.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等 4.」を適用するものとする。
1-1-33	第三者への説明等	2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等 6.」を適用するものとする。
		3.	「通知」を「連絡」に読み替えて準用するものとする。
		5.	「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。
1-1-34	施工時期及び施工時間の変更	1.	「特記仕様書」を「設計図書」に読み替えて準用するものとする。
		2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更 2.」を適用するものとする。
1-1-35	工事の測量		「土木工事共通仕様書 1-1-1-41 工事測量」を適用するものとする。
1-1-36	提出書類		「5. 提出書類様式集」を「土木請負工事必携 2 工事関係書類の様式」に読み替えて準用する。
1-1-37	損害	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-42 不可抗力による損害 1.」を適用するものとする。

第13編 港湾編

	2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-42 不可抗力による損害 2.」を適用するものとする。	
1-1-38	工事目的物の著作権	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-43 特許権等 3.」を適用するものとする。
1-1-39	保険の付保及び事故の補償	3.	「1-1-39 保険の付保及び事故の補償 3.」は削除する。
		6.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償 6.」を適用するものとする。
1-1-40	臨機の措置	1.	「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。
1-1-41	契約後 VE 方式		「1-1-41 契約後 VE 方式」は削除する。
1-1-42	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置		「土木工事共通仕様書 1-1-1-48 暴力団等の排除」を適用するものとする。
1-1-44	情報管理体制		「1-1-44 情報管理体制」は削除する。
1-1-45	クイックレスポンス		「1-1-45 クイックレスポンス」は削除する。
1-1-50	現場技術員（追加）		「土木工事共通仕様書 3-1-1-3 現場技術員」を追加する。
1-1-51	現場代理人（追加）		「土木工事共通仕様書 1-1-1-11 現場代理人」を追加する。
1-1-52	受発注者間の情報共有（追加）		「土木工事共通仕様書 1-1-1-14 受発注者間の情報共有」を追加する。
1-1-53	特許権（追加）		「土木工事共通仕様書 1-1-1-43 特許権等 1.」を追加する。
1-1-54	適用すべき諸基準（追加）		「土木工事共通仕様書 1-1-1-47 適用すべき諸基準」を追加する。
1-1-55	測点の明示（追加）		「土木工事共通仕様書 1-1-1-50 測点の明示」を追加する。
1-1-56	府内資材の調達（追加）		「土木工事共通仕様書 1-1-1-51 府内資材の調達」を追加する。
1-1-57	情報共有システムの利用		「土木工事共通仕様書 1-1-1-52 府内資材の調達」を追加する。
第2節 施工管理			
1-2-2	現場管理	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-27 施工管理 3.」を適用するものとする。
		2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理 4.」を適用するものとする。
		3.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 環境対策 6.」を適用するものとする。
		4.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 環境対策 7.」を適用するものとする。
		6.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-27 施工管理

第13編 港湾編

<p>8.</p> <p>9.</p> <p>0.</p> <p>1.</p>	<p>4.、1-1-1-32 後片付け」を適用するものとする。</p> <p>「通知」を「連絡」に読み替えて準用するものとする。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-27 施工管理 6.」を適用するものとする。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-27 施工管理 7.」を適用するものとする。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理 13.」を適用するものとする。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理 2. 3. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 14. 15.」を追加する。</p>
<p>1-2-3 主任技術者（監理技術者）</p>	<p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-10 適正な技術者の配置」を適用するものとする。</p>
<p>1-2-6 工程管理</p>	<p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-8 工期の設定」を適用するものとする。</p>
<p>1-2-7 品質管理</p> <p>1.</p>	<p>「港湾工事情質管理基準」を「港湾工事情質管理基準」及び京都府が定める「品質管理基準」に読み替えて準用するものとする。</p>
<p>1-2-8 出来形管理</p> <p>1.</p>	<p>「港湾工事出来形管理基準」を「港湾工事出来形管理基準」及び京都府が定める「土木施工管理基準」に読み替えて準用するものとする。</p>
<p>1-2-9 写真管理</p> <p>1.</p>	<p>「港湾工事写真管理基準」を「港湾工事写真管理基準」及び京都府の定める「写真管理基準」に読み替えて準用するものとする。</p>
<p>1-2-10 環境保全</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>3.</p> <p>5.</p> <p>6.</p>	<p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 環境対策 1.」を適用する。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 環境対策 2.」を適用する。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 環境対策 3.」を適用する。</p> <p>「海中」を「水中」に読み替えて準用する。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-27 施工管理 9.」を適用するものとする。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 環境対策 10.」を追加する。</p>
<p>1-2-11 建設副産物</p> <p>2.</p>	<p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-22 建設副産物 2.」を適用するものとする。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-22 建設副産物</p>

第13編 港湾編

		7. 8. 9. 10.」を追加する。
1-2-14	施設管理（追加）	「土木工事共通仕様書 1-1-1-37 施設管理」を追加する。
第3節 安全管理		
1-3-1	適用	<p>1. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 1. 2. 」を適用するものとする。</p> <p>2. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 17. 」を適用するものとする。</p> <p>3. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 8. 」を適用するものとする。</p> <p>5. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理 1.」を適用するものとする。</p> <p>6. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理 14.」を適用するものとする。</p> <p>9. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 9.」を適用するものとする。</p> <p>10. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 18.」を適用するものとする。</p> <p>「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 3. 4. 5. 6. 7. 14. 16. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 」を追加する。</p>
1-3-3	安全教育及び安全訓練等の実施	<p>1. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 11. 」を適用するものとする。</p> <p>3. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 13. 」を適用するものとする。</p>
1-3-4	工事現場における連絡体制等	「土木工事共通仕様書 1-1-1-30 工事中の安全確保 15. 」を適用するものとする。
1-3-5	火薬類の使用及び火災の防止	「土木工事共通仕様書 1-1-1-31 爆発及び火災の防止」を適用するものとする。
1-3-6	事故災害報告	「土木工事共通仕様書 1-1-1-33 事故報告書」を適用するものとする。